

大井町立認定こども園整備計画（案）

令和８年７月

大井町

目次

1. 大井町幼保連携型認定こども園整備計画の策定にあたって	2
1-1 はじめに.....	2
1-2 認定こども園とは	2
1-3 計画の位置づけ.....	3
2. 現状と課題の整理	5
2-1 大井町内保育園の現状と課題.....	5
(1) 町内の保育園児の受入状況.....	5
(2) 大井町立大井保育園施設の現状.....	5
2-2 大井町立幼稚園の現状と課題.....	7
(1) 大井町立幼稚園の在籍園児数の推移	7
(2) 大井町立幼稚園施設の現状.....	7
3. 検討の経過	9
(1) 入園・入所状況	9
(2) 各種アンケートによるニーズ把握	9
(3) 開発許可に係る状況	10
(4) これまでの主な検討経過.....	10
4. 整備計画	12
4-1 運営に関する基本的事項	12
(1) 運営方針・コンセプト	12
(2) 園区について.....	14
(3) 給食について.....	14
(4) 通園方法について.....	14
(5) 子育て支援事業	14
4-2 整備の方針.....	15
(1) 施設整備の方針	15
(2) 整備予定地	16
(3) 定員数の設定.....	16
(4) 必要諸室等について.....	16
(5) 配置計画等	18
(6) 事業スケジュール.....	20
(7) 基本設計時における概算事業費.....	20

1. 大井町幼保連携型認定こども園整備計画の策定にあたって

1-1 はじめに

大井町では、総人口が増加傾向にあり、それとともに0～5歳児の就学前人口も増加しています。世帯構成は核家族が増加しており、こどもを取り巻く家庭の環境、地域の環境が従来と大きく変化してきています。

それとともに、就労を希望する保護者が増えているため、幼稚園から保育園へとニーズの比重がシフトし、待機・保留児童の問題とともに、現状に合わせた町施設の構成の再編について検討を進める必要が生じています。

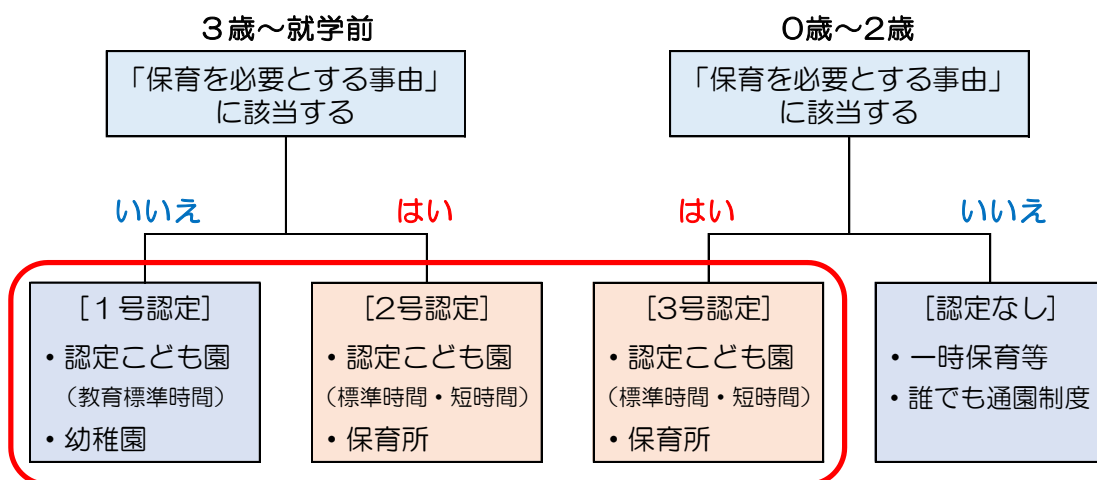
こうしたことを背景に、公立認定こども園の設置に向けて、今後の方針についての検討を行い、課題を整理するため、「大井町立認定こども園整備計画」を策定します。

1-2 認定こども園とは

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する教育・保育を一体的に提供する施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設のことをいいます。

3歳から就学前の幼児は、保護者が働いている・いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通いなれた園を継続して利用できます。

認定区分と利用できる施設



認定こども園・保育園・幼稚園の比較

	認定こども園	保育所	幼稚園
子どもの年齢	0歳～就学前	0歳～就学前	3歳～就学前
保育時間(目安)	4～11時間 (認定区分による)	8～11時間	4時間
機能	教育・保育を一体的に 実施する	保育の提供を目的と する	教育的目標のもと遊 びを提供する

1-3 計画の位置づけ

これまでの入園・入所状況、アンケート結果等を踏まえて、子どもを取り巻く環境の変化、待機・保留児童の発生に伴う保護者のニーズへの対応及び施設の老朽化等の課題に対応し、子育て支援を一層充実させて未来を担うこどもたちの健やかな成長を育むため、町では各種計画に認定こども園について盛り込み、検討を進めてきました。

本計画は町の総合計画を最上位とし、子ども・子育て支援事業計画及び教育振興基本計画を上位に位置づけて、そこで示された基本的な方針や考え方と整合し、整備を具体化する個別計画とします。

◆ 大井町第6次総合計画（令和3年度～令和12年度）

- ・第一次実施計画(令和3～5年度) ・第二次実施計画(令和5～7年度)

第6次総合計画の第一次実施計画・第二次実施計画に「認定こども園の創設について検討」としました。

- ・第三次実施計画(令和8～10年度)

令和7年度に検討を進めた結果を踏まえ、第6次総合計画 後期基本計画及び第三次実施計画では「幼保連携型認定こども園の整備」について明記しました。

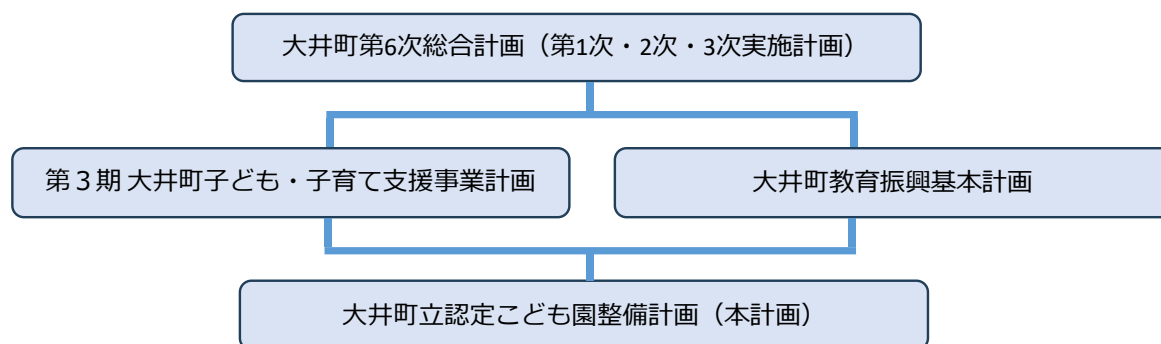
◆ 第3期 大井町子ども・子育て支援事業計画(令和7年度～令和11年度)

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、町では子ども・子育て会議を経て「3期 大井町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。当該計画には「将来の少子化に対応するため公立幼稚園と公立保育所の適正な規模についての整備検討を行い、認定こども園も選択肢の一つとして検討する」とし、その実現可能

性を模索することとしました。

◆ 大井町教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）

町の教育振興のための施策に関して、総合的かつ計画的に推進するために定める基本的な計画です。主な施策と取組の中で「幼保連携型認定こども園の整備」について盛り込んでいます。



2. 現状と課題の整理

2-1 大井町内保育園の現状と課題

(1) 町内の保育園児の受入状況

町内在住の保育園待機児童数は、令和 8 年度に 1 人、令和 7 年度に 2 人、令和 6 年度に 2 人であり、それ以前も毎年待機児童がいる状況でした。

令和 6 年度にあっては、町内において民間保育園の建て替えによる受入定員の増加や、民間認定こども園の開園などがありましたが、待機児童ゼロとはなりませんでした。

また、大井町の入所児童のうち約 2 割は町外保育所に通園しており、町内の不足分を町外の保育施設に頼っている状況となっています。

さらに、令和 8 年度から「こども誰でも通園制度」が始まったことから、受入施設のさらなる充実が求められています。

【大井町在住園児の受入状況について】

施設名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
町内	公立保育園	76人	71人	78人	74人	74人	75人
	民間保育園	112人	117人	180人	194人	202人	197人
町外	公立保育園	22人	26人	22人	15人	13人	11人
	民間保育園	79人	82人	73人	79人	59人	50人
合計		289人	296人	353人	362人	348人	333人
待機児童		4人	4人	1人	2人	2人	1人

※ 受入状況：R8は4月1日時点の人数、他の年度は3月1日時点

※ 待機児童：各年4月1日時点

※ 民間保育所には認定こども園（保育所枠）を含む

(2) 大井町立大井保育園施設の現状

現在、町内にある公立保育園は、大井町立大井保育園の 1 施設となります。大井保育園は昭和 60 年に建築されました。すでに建物は築 40 年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。特に近年は雨漏りが保育室を含め頻繁に発生しており、改修を進めていく必要があります。

また、大井保育園北側の広場の一部は、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されており、大雨の場合に注意が必要なエリアとなっています。

※ 北側広場駐車場等として使用している区域であり、子どもが生活す

る園舎等は区域指定外です。

これらの状況から、大井保育園施設の今後について検討すべき時期にきていると言えます。

大井保育園施設概要

項目	内容	備考
構造	鉄筋コンクリート造 増築棟：鉄骨造	S60年 4月 建築 H15年 12月 増築 一時保育室・障がい者用トイレ設置 H21年 3月 増築 職員室設置、沐浴室・園児トイレ改修
延床面積	従来棟：459.80 m ² 増築棟： 34.28 m ² 増築棟： 47.84 m ² 計：541.92 m ²	
敷地面積	3,338 m ²	
用途	保健福祉施設	

土砂災害警戒区域等の指定状況



※ 黄色の範囲は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

赤色の範囲は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定となる。

※ レッドゾーン指定は広場・駐車場等として使用している区域であり、子どもが生活する園舎等は区域指定外となる。

2-2 大井町立幼稚園の現状と課題

(1) 大井町立幼稚園の在籍園児数の推移

町立幼稚園は、令和 7 年度まで相和幼稚園・大井幼稚園・大井第二幼稚園の 3 園ありましたが、下表のとおり在籍園児数は 3 園とも減少傾向が続いており、相和幼稚園にあっては令和 7 年度末をもって閉園となりました。

学級数の推移を見ると、在園児数の減少に伴って平成 26 年度から比較すると町立幼稚園全体で 6 学級減となっています。

【幼稚園の在籍園児数推移】

施設名	定数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相和幼稚園	95人	9人	10人	9人	11人	12人	
大井幼稚園	225人	76人	65人	62人	50人	56人	59人
大井第二幼稚園	260人	75人	85人	80人	70人	74人	65人
町内幼稚園等		0人	0人	3人	5人	8人	9人
町外幼稚園等		6人	11人	14人	14人	7人	6人
合計		166人	171人	168人	150人	157人	139人

※各年度5月1日時点

(2) 大井町立幼稚園施設の現状

町立幼稚園の施設は、大井第二幼稚園が昭和 50 年建築のため、築 50 年が経過することから施設の老朽化が進んでいます。

「大井町学校施設長寿命化計画」における劣化状況評価の健全度では、大井第二幼稚園は 670 点(1000 点満点)となっており、特に外壁に広範囲の劣化が見られます。また雨漏りも頻繁に発生しており、今後は施設の改修を検討する必要があります。

施設名称	大井幼稚園	大井第二幼稚園
外観写真		
所在地	大井町金手 451-1	大井町金子 1270-1
建築年度	平成 16 年(2004 年)	昭和 50 年(1975 年)
構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建
敷地面積	3,981 m ²	3,621 m ²
延床面積	1,292 m ²	1,138 m ²
区域	市街化調整区域	市街化調整区域
耐震基準	新基準 補強不要	旧基準 平成 9 年耐震診断実施 Is 値は耐震基準を満たす

3. 検討の経過

(1) 入園・入所状況

保育所にあっては待機・保留児童問題が続いており、保育所に入れない、あるいは入れたとしても希望した保育所に入所できず、遠くの保育所に預けているといったケースが生じています。また、大井町在住の入所児童のうち約2割は町外保育所に通所しており、町内の不足分を町外の保育施設に頼っている状況となっています。

これは令和6年度に町内民間保育所の建て替え、民間の認定こども園が新規に開園するなど、受入定数が以前に比べて大きく増加、改善はしたにも関わらず、状況はさほど変化していません。こういった受入可能数の増に対して待機児童等の問題が解消されていない状況が、保育に対するニーズが増加していることについて示しています。

一方、幼稚園にあっては、近年は各幼稚園の園児数の減少に伴う学級数の減少という傾向が続いており、これは少子化に加え、幼稚園から保育園へと保護者のニーズが移っていることを示しています。

(2) 各種アンケートによるニーズ把握

町の総合計画策定にあたり、令和元年及び令和7年に実施した「まちづくりアンケート調査」では、いずれも多くの方が必要としている施策に「子育て環境の整備」、特に「未就学児に対する保育サービスの充実」を挙げており、ここにも町民の関心が強く表れています。

さらに、令和6年に「第3期 大井町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたって実施したアンケートでは、「お子さんの平日の教育・保育の事業として、定期的に利用したいと考える事業」について、認可保育所に次いで39.9%の未就学児のいる家庭が「認定こども園」と回答しており、より具体的な事業名としての「認定こども園」のニーズの高さが伺えます。

このように、既存の行政データや町民の皆さまからのアンケート等によって、施策の必要性について十分認識しています。

(3) 開発許可に係る状況

対象となる大井第二幼稚園園舎は、市街化を抑制する市街化調整区域に位置しているため、認定こども園の設置に関する神奈川県 次世代育成課の取扱指針及び建築指導課の取扱基準が大きなハードルとなっており、幼稚園以外の用途に変更することはできないと言われてきました。しかし令和 7 年 5 月の開発審査会において当該取扱指針等が改正され、実現に向けて大きく前進しました。

今後も設計業務の進捗にあわせて県と協議を進め、認定こども園の認可及び開発許可を得ることをめざします。

(4) これまでの主な検討経過

●令和 2～3 年度

大井町教育委員会において、将来を展望した幼稚園・学校のあり方について幅広い見地から検討するため「大井町立幼稚園・学校のあり方検討委員会」を設置し、話し合いを行う。メンバーは PTA 代表、自治会長、町議会議員、学校・園の代表など。

●令和 4～5 年度

上記会議の意見集約を基に、教育委員会 定例会では「今後の相和幼・小学校の方向性」「町立 3 幼稚園の今後のあり方」について、相和幼稚園の閉園が決定した後は相和幼稚園閉園後の町立幼稚園について継続して協議を行い、施設老朽化の課題や、保育ニーズの高まり、幼保一体化の観点を踏まえ、大井保育園を含めた中で、町として就学前児の施設の在り方を考えていくという方向性となる。

●令和 6 年度

教育委員会 定例会において、大井保育園と町立幼稚園 2 園の計 3 園について、大井保育園と大井第二幼稚園を「幼保連携型の認定こども園」とし、大井幼稚園との 2 園体制にしていく方向が望ましいとなる。

子ども・子育て会議で策定を進めていた「第 3 期 大井町子ども・子育て支援事業計画」に関する協議において、計画に認定こども園の検討についての記述がされる。

これらの一連の協議・検討を経て、町では令和 7 年 2 月に町立認定こども園を整備するという方向性を出す。

●令和 7 年度

神奈川県 次世代育成課の「市街化調整区域における保育所及び幼保連携型認定こども園の設置に係る取扱指針」及び建築指導課の同取扱基準が改正されたことにより、具体的な検討を開始するとともに基本設計に取り掛かる。

大井保育園と大井第二幼稚園を単一施設として認定こども園を整備する方針のもと、基本設計業務、園職員との意見交換及び各会議において検討し、整備方針について次の①・②・③の順で見直しを行った。

① 定員規模に応じた既存園舎の改修、調理室等の必要諸室を追加整備

当初、大井第二幼稚園の既存園舎を改修し、調理室等の必要諸室を追加する整備を行うこととした。しかし、設計委託業者により園舎の現状を調査したところ、改修内容、改修費用、改修後の将来見込まれる費用、園運営上の課題、町の将来を見据えた考え方といった、様々な面で改修では難しいことが判明。

⇒ 当初の大井第二幼稚園園舎の改修から、新築（建替え）が妥当であると判断した。



② 南側広場に園舎新築後、現園舎の解体・園庭等整備

新園舎は、現園舎敷地の南側（多目的広場）に新築し、新園舎完成後に解体し、その跡地に園庭及び駐車場を整備することとした。しかし、在園児の安全性と園生活について長期間にわたり影響が及ぶことになる。

⇒ 園児の安全を最大限確保すること、園児の充実した園生活を確保することを最優先に考え、まず現在の園舎を解体し、その後に新園舎の建設を行う方針に変更した。



③ 現園舎の解体後、同位置に園舎を新築

子どもの安全と園生活を重視し、現園舎を解体し、同位置に園舎を新築する。園舎解体にあたり、大井第二幼稚園の運営は大井幼稚園の園舎を一部利用し、2園体制で行っていくこととする。

大井幼稚園へ通園する大井第二幼稚園児には、現在の友達や先生との関係を配慮し、安心して園生活を送れるよう努めていく。

4. 整備計画

4-1 運営に関する基本的事項

(1) 運営方針・コンセプト

幼稚園・保育園の園長を中心とした園職員との意見交換を基に、次のとおり新たに設置する町立認定こども園の教育・保育のビジョンを設定します。

大井保育園・大井第二幼稚園ともにこれまで大切にしてきた教育理念や目標、方針があり、それは認定こども園になっても変わるものではありません。

両園に共通するものは「子ども・保護者・職員・地域とのつながり」を大切にしたい理念であり、子どもとその周りの人の笑顔、親と子の成長、地域からの信頼が基本にあります。これらを基本理念及び目標として盛り込み、掲げていきます。

同様に経営方針等についても大井保育園・大井第二幼稚園で掲げているものを引き継ぎつつ、町立認定こども園においてめざすべき方針を打ち出しています。

また、生きる力の基礎の育成に向けて、図のように「あそび」を中心に、学ぶ力、豊かな人間性、健康・体力の「知・徳・体」をバランスよく育み、生きる力を育成するということを表しています。

基本理念

笑顔あふれる みんなで育つこども園

教育及び 保育の目標

人間尊重の精神に基づき 家庭・地域と連携しながら
主体的に行動し 友だちと共に育ちあう
健康で心豊かな子をめざすなど 生きる力の基礎を育成する

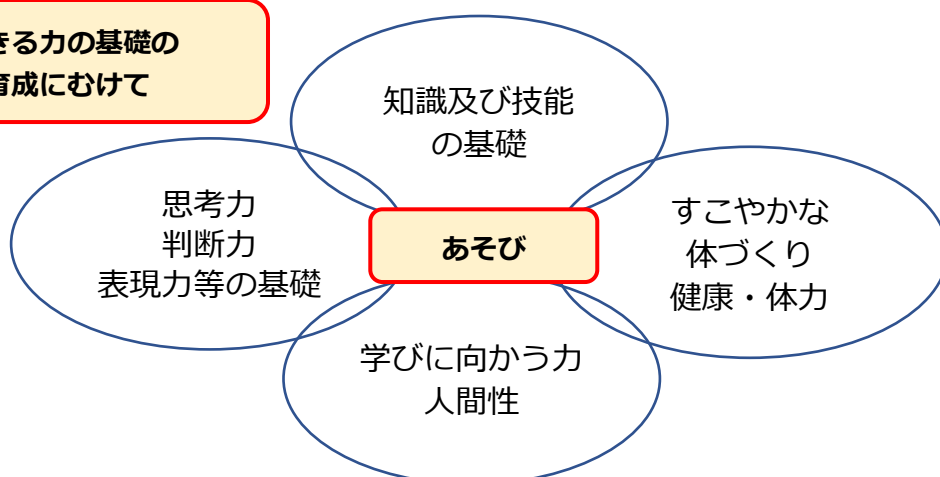
認定こども園 経営方針

- ・ 子ども一人ひとりの「やってみたい」を大切にし、遊びを通して自立・協同・健康をはぐくむ
- ・ 教育と保育を一体的にとらえ、子ども・保護者・職員・地域が一緒になって信頼しあい協力する園経営をめざす
- ・ 地域・保護者と手を取り合い、安心して子育てできる場所をめざす

具体的な教育及び保育の重点

- ・ 周囲への依存を基盤にしつつ自立にむかうための安心感・信頼感の構築
- ・ 遊び中心の総合的な学び
- ・ 基本的生活習慣の確立と自立支援
- ・ 健康・体力づくりと食育の推進
- ・ 子ども理解に基づく支援とインクルーシブ教育の推進

生きる力の基礎の 育成にむけて



(2) 園区について

認定こども園の園区については、町内全域を対象とします。

なお、現在は大井幼稚園、大井第二幼稚園ともに園区が設定されておらず、両園ともに町内全域を対象としています。

(3) 給食について

新園舎内に調理室等を用意することで、自園調理による全年齢の食事を提供します。

学校給食センターによる配送についても検討を行いましたが、学校の長期休業中の対応が行えないことが大きな課題となりました。長期休業中のみを自園調理とした場合、調理員の雇用問題、アレルギー対応、備品の用意など、短期間のみの対応をするのが難しく、長期休業に限らずすべての年齢のすべての期間を自園調理とするのが望ましいと結論づけました。

ただし、園行事等によってはお弁当の日を設ける場合があります。

(4) 通園方法について

現在の大井保育園と同様に、送迎については保護者による自主送迎とします。幼稚園のような送迎バスの運行は行いません。

保育所枠（保育を必要とする事由）となる2号・3号認定が全体の約7割を占める本園にあっては、各家庭での通勤時間・通勤方法等の都合により、自主送迎の方法がニーズに合うためです。

(5) 子育て支援事業

本園では、子育て支援事業として次の事業を実施します。

◆ 一時保育事業

保護者の方がさまざまな理由（就労・病気・出産・看護・介護・その他）で、一時的に保育ができなくなった時に利用できるサービスです。現在大井保育園で実施している本事業を、認定こども園でも実施します。

◆ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

全てのこどもの育ちを応援するために、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の働き方やライフスタイルを問わず、6か月～3歳未満の未就園児が保育所等を利用できる通園制度です。現在大井保育園で実施している本事業を、認定こども園でも実施します。

4-2 整備の方針

(1) 施設整備の方針

子どもたちが健やかに育ち、安心して生活できる場として、木のやさしさを感じられる木造施設として整備します。あわせて、安全性・防災性・環境配慮を確保し、主体的な遊びと学びを支えることで、教育・保育の質の向上を図ります。

そのために、大井保育園と大井第二幼稚園を単一施設に再編し、幼保連携型認定こども園にする方針とします。

◆ 安全・安心に配慮した施設づくり

- ・ 火災、地震等の災害時を想定し、避難を円滑に行える施設
- ・ 職員による見守りがしやすく、子どもが安心して生活できる見通しのよい施設環境
- ・ 防犯対策を講じ、不審者の侵入防止、出入口の管理及び来園者確認がしやすい施設構成

◆ ぬくもりやゆとりが感じられる施設

- ・ 木造の特性を活かした、木のやさしさやぬくもりを感じられる空間を整備
- ・ 広くゆとりのあるスペースを確保し、子どもが落ち着いて過ごせる環境形成
- ・ 県産木材等の活用を視野に入れ、地域とのつながりを感じられる施設づくり

◆ 環境に配慮した持続可能な施設づくり

- ・ 断熱性・通風・採光等に配慮し、快適性と省エネルギー性を両立した施設整備
- ・ 木材利用を通じて環境負荷の低減に努め、持続可能な社会の形成に寄与

◆ 教育・保育の質の向上に資する施設づくり

- ・ 子どもの健やかな成長と学びを支えるため、日々の教育・保育活動が円滑に行える機能的で使いやすい施設計画
- ・ 子どもが落ち着いて過ごせる環境と、のびのびと身体を動かせる環境の両立
- ・ 職員同士の連携、保護者対応、教材・備品管理が円滑に行える機能的な施設

(2) 整備予定地

現在の大井保育園・大井第二幼稚園の設置場所のうち、大井保育園にあっては、駐車場で使用する広場の一部に土砂災害特別警戒区域が指定されている状況から、現在の位置で引き続き運営を行うことは避けることが望ましいと思われます。

一方、大井第二幼稚園にあっては、ハザードマップ上で洪水浸水想定区域外であり、土砂災害の被害も想定されていないため、災害想定としては現大井第二幼稚園の敷地に認定こども園を設置することが適当です。

(3) 定員数の設定

就学前児童の人口や、町内外の教育・保育施設への就園状況を踏まえるとともに、認定こども園としての適切な集団規模を形成できる定員数を踏まえ、認定別・年齢別の定員数を次のとおりに設定します。認定こども園の保育所枠定員は、大井保育園の定員数から18名増とします。

また、近年は支援の必要な園児が増えている状況もあるため、きめ細やかな教育・保育の支援が行いやすく、職員の負担が重くなりすぎないクラス編成を行います。これにより園児にとっても余裕のある空間の中で生活を行うことができます。

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育所枠 (保育認定)	2	18	18	20	20	20	98
幼稚園枠 (教育認定)	—	—	—	8	10	10	28
合計	2	18	18	28	30	30	126

※ 0歳児は満1歳から受け入れるものとします。

(4) 必要諸室等について

県の認可基準に則り必要な諸室を整備します。また設定する定員数に応じて必要な面積を十分に確保することとします。保育室・遊戯室等にあっては、認可基準よりも広く面積を取れる見込みであり、余裕をもった保育ができるよう配慮します。(現時点における想定であり、実際の設計にあたって変更となる可能性があります。)

整備内容	整備の考え方
ほふく室 乳児室 保育室	- 園児が日常生活で過ごしやすい場となるよう、明るく適切な面積で整備する。 - 収納スペースなどを十分に確保するため、県の認可基準等よりも広くし、有効面積として余裕をもった設定とする。
沐浴室 調乳室	0・1 歳児室には沐浴室・調乳室を隣接して整備する。
預かり保育室 多目的室	- 早朝、延長保育及び一時保育の場所として整備する。 - 多目的室は預かり保育室とつなげることで広さを調節し、様々な用途で活用する。
トイレ	0～3 歳児は部屋に接続したトイレとする。 4・5 歳児は小学校への進学を見据え、保育室の前にトイレを配置する。 - 職員用、来客・障害者用トイレを配置する。
遊戯室	式典や発表会等の使用を想定し、十分なスペースと設備を整備する。
職員室	- 玄関からの来訪者が確認でき、園庭の様子が把握しやすい位置に配置する。 - 職員が事務作業を行いやすいよう十分なスペースを設ける。 - 職員室内に保健室としてのスペースを設け、職員の目が届く場所で休めるよう配慮する。
会議室 相談室	- 職員が集合して会議を行うことができるスペースを確保する。 - 相談室は保護者との相談や職員の面談に利用するスペースとしてプライバシーを確保できるよう整備する。
調理室	- 調理しやすい施設配置にするとともに、調理員用の休憩室、トイレ等を用意する。 - 食材搬入専用出入口を設置、食品保管庫等を整備する。
倉庫 教材室	保育に必要な備品や教材などを保管できる倉庫を用意する。
園庭	- 各保育室から直接出ることができ、園庭の様子が見えるつくりとする。 - 年少児用の園庭をゾーニングすることで、年齢による体格や遊び方に差がある園児の接触によるケガを防ぐ。 - 全園児が園庭に出ても余裕をもって遊べる広さを確保する。
駐車場	自家用車による送迎がスムーズに行えるよう、また近隣住民の通行に影響がないよう、敷地内に進入して駐車するスペースを確保する。

(5) 配置計画等

- 現在の園舎を解体し、その後に新園舎の建設を行います。
- 敷地北側道路をメイン道路とし、送迎用・来客用・搬入用の駐車場及び玄関を配置します。
- 敷地北側は敷地を後退させることにより道路幅員を 6m 確保します。これにより近隣住民の方や送迎等による車両の往来をスムーズに行えるようにします。
- 敷地南側に広く整形な園庭を整備し、その中間部に園舎を計画します。
- 全体にわかりやすい、明確な動線の確保をめざします。東西・南北に T 字型の広めの廊下を設け、アプローチ・玄関ポーチ・玄関と繋げます。
- 保育室関係はなるべく東西方向の廊下を利用することで保育室を南向きに配置し、配置しきれない保育室は南北の廊下を利用して東向きとします。
- 園庭に面するテラスは軒の深い屋根で覆うことで雨天でも活動ができるようにし、床高は保育室床高と合わせて段差がないようにします。
- 管理スペース（職員室・会議室・厨房関係等）の位置は、東西・南北のほぼ中央に配置することにより、園児の管理、園庭への園児見守りができるようにします。また各保育室への動線を短くすることで作業性を高めます。

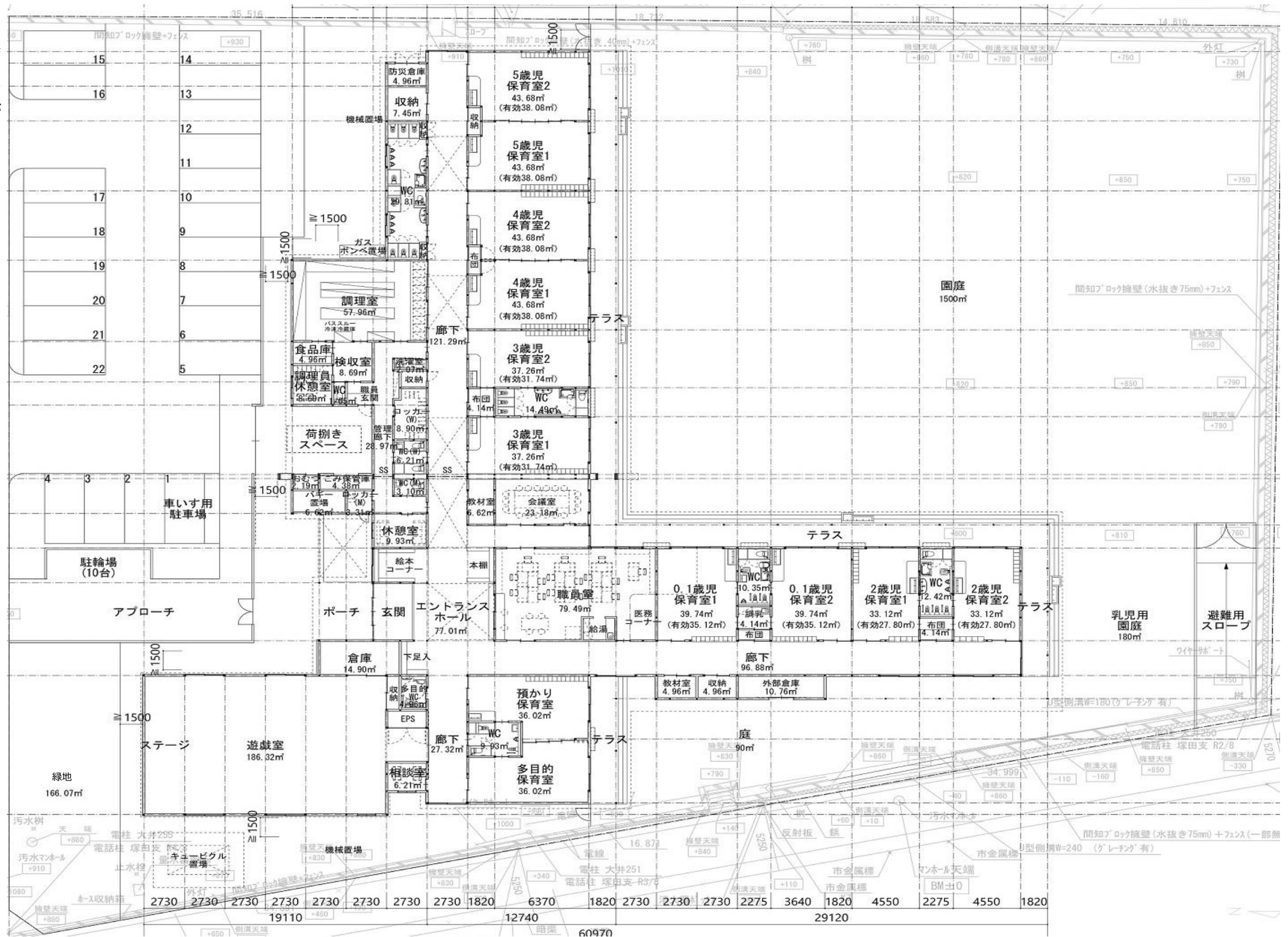
○ イメージ図



※ 画像はイメージです。実際とは異なる場合があります。

○ 平面図

基本設計時点の図面です。実施設計の結果により変更となる場合があります。



(6) 事業スケジュール

次のスケジュールのとおり事業を進め、

令和12年4月の町立認定こども園開園をめざします。

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
基本設計					
実施設計					
既存園舎解体工事等 アスベスト除去作業含む					
新園舎建築工事等 駐車場・園庭整備					
認定こども園運営					R12年4月開園

- ・ 社会情勢により資材調達などが困難な場合は、スケジュールに変更が生じることがあります。
- ・ 既存園舎のアスベスト含有調査を行った結果、除去工事が必要となるため、周辺への飛散防止対策を実施して施工します。
- ・ 各工事等の  は、工事入札、事前の調査、届出手続き、工事に向けた打ち合わせ等を示します。なお、解体工事着工は令和10年4月を見込んでいます。
- ・ 整備対象となる大井第二幼稚園では、令和9年度から年少児の募集を行わず、その後の入園は大井幼稚園となります。また令和10年度に解体工事を開始することから、大井第二幼稚園は大井幼稚園に移動し、1年間園生活を送ります。

(7) 基本設計時における概算事業費

本計画による町立認定こども園の整備に必要な建設費（概算）は以下の表のとおりになります。なお、ここで示す建設費は基本設計時点の概算による試算であるため、今後の実施設計による詳細な積算、人件費・物価等の上昇により変動が生じる可能性があります。

概算工事費（税込み）

解体・開発工事	169,400千円
新築工事	961,400千円
合計	1,130,800千円

※ 令和8年6月 基本設計時点の概算（今後、変動の可能性あり）

※ 警備システムなど一部設備・園庭遊具・備品関係の費用は含まない